

## 米国 : 2019 年上半期に 5 つの州/特別区が 再エネ利用割合基準 (RPS) の引き上げを実施

### 電力・新エネルギーユニット 新エネルギーグループ

米国では、多くの州が再生可能エネルギー利用割合基準 (Renewable Portfolio Standard : RPS) と呼ばれる再エネ推進策を導入している。RPS とは、州が域内で電力の小売を行なうユーティリティ (民間の電力会社、自治体の電力公社、電力協同組合などの電気事業者) に対して、小売電力の一定割合を再生可能エネルギー<sup>1</sup>とするよう義務付ける制度である。2018 年末時点で、29 の州とワシントン D.C. が RPS を導入済みであり、同年に RPS の規制対象となった電力 (すなわち RPS を導入している州と特別区の合計小売電力量) は全米の合計小売電力量の 63% に達した<sup>2</sup>。RPS は再エネの導入拡大に伴って随時見直され、基準の引き上げが行なわれている。2018 年から 2019 年上半期にかけて、新たに 5 つの州 (ニューメキシコ、ワシントン、ネバダ、メリーランド、ニューヨーク) およびワシントン D.C. が RPS の引き上げを行った。

RPS は多くの場合、2020-2030 年までの短・中期の強制力ある再生可能エネルギー目標として設定されているが、いくつかの州はその先の 2040-2050 年に向けた長期ゴールとして「100% クリーンエネルギー目標」を掲げている。後者は必ずしも強制力を伴うものではなく、努力目標あるいは理念目標としての意味合いが強い。「クリーンエネルギー」の定義は州によって異なり、太陽光や風力に代表される再生可能エネルギーのほか、温室効果ガス (GHG) を排出しない原子力、エネルギー貯蔵技術、炭素回収・貯留 (CCS) 設備を併設する火力発電などが含まれる場合もある。また、「クリーン」という表現以外に「カーボンフリー」、「カーボンニュートラル」、「GHG ニュートラル」などの用語が使われることもある。言い換えれば、現時点では長期的に 100% の電力を再エネだけで賄いきれるという明確な見通しがないこと、また新たなクリーンエネルギー技術の開発余地が残されていることなどから、一定の幅を持たせた表現が用いられている。

個別の州を見ていくと、ハワイ州のように再生可能エネルギーだけで 100% のクリーンエネルギー比率達成を目指す州もある。同州は 2015 年に HB623 法を制定し、RPS を 2030 年までに 40%、2040 年までに 70%、2045 年までに 100% に引き上げるよう義務付けた。また、州以外では、首都のコロンビア特別区 (ワシントン D.C.) が今年 5 月、RPS を「2032 年までに 100%」に引き上げた。2032 年という達成年限は、ハワイ州と比較してかなり早い。このほか、マサチューセッツ州も 2018 年の新法により、毎年の RPS 引き上げ (2030 年まで年 2%、それ以降

<sup>1</sup> カリフォルニアなど一部の州は、RPS の対象となる再生可能エネルギーから大規模水力を除外している。

<sup>2</sup> <https://www.eia.gov/todayinenergy/detail.php?id=39953>

は年 1% ずつ) を定めたため、理論的には 2090 年までに 100% の RPS を達成することになるが、達成年限があまりに先のことであるため、やや実感に乏しいものとなっている。

州による RPS の引き上げとクリーンエネルギー目標の設定は立法手続きを通じて行われるが、多くの場合、同一の法案に盛り込まれセットで審議される。昨年 (2018 年) は、カリフォルニア州とマサチューセッツ州 (前述) が新法を制定し、RPS の基準引き上げと新たな 100% クリーンエネルギー目標を設定した。2019 年に入ってから、新たに 5 つの州 (ニューメキシコ、ワシントン、ネバダ、メリーランド、ニューヨーク) およびワシントン D.C. が、やはり新法のもとで RPS 引き上げと 100% クリーンエネルギー目標の設定を行った。ニューヨーク州の法案は 6 月に可決され、さる 7 月 18 日に知事の署名により新法として成立したばかりである<sup>3</sup>。

いずれにしろ、年限を定めて野心的な RPS/100% クリーンエネルギー目標を掲げることの意義は大きい。こうした目標強化の動きは、エネルギーの低炭素・脱炭素化へと向かう世界的な潮流の一環と位置付けられる。

表 1 は、過去 1 年半 (2018 年および 2019 年 1~6 月) の米国各州および特別区における RPS 引き上げと 100% クリーンエネルギー目標の設定に関連した立法化の動きをまとめたものである。

表 1 : 2018 年以降の米国の州による RPS 引き上げと 100% クリーンエネルギー目標設定

州/特別区	可決日/法案名	RPS (再生可能エネルギー利用割合基準) および「100% クリーンエネルギー」目標	その他特記事項
カリフォルニア	2018 年 8 月 / SB100 「100% クリーンエネルギー法 2018」	・ RPS を従来の「2030 年までに 50%」から、「2026 年までに 50%」、「2030 年までに 60%」に引き上げる ・ 2045 年までに 100% の小売電力を「クリーンエネルギー」(再生可能エネルギーおよび「ゼロカーボン・エネルギー」) とする	「ゼロカーボン・エネルギー」が具体的に何をさすのかについては明示していない。
マサチューセッツ	2018 年 7 月 / H4857 「クリーンエネルギー推進法」	RPS を 2020 年から 2030 年まで毎年 2% ずつ、それ以降は毎年 1% ずつ引き上げる (最終的には 2090 年までに 100% とする)	・ 2025 年までに 1GW のエネルギー貯蔵容量、2035 年までに 1.6GW の洋上風力を導入 ・ デマンド・レスポンスとエネルギー貯蔵システムを、ピーク需要を減らすための「クリーンピーク資源」の一つに認定
ニューメキシコ	2019 年 3 月 / SB489 「エネルギー移行法」	・ RPS を「2025 年までに 40%」、「2030 年までに 50%」、「2040 年までに 80%」に引き上げる ・ 2045 年までに 100% の小売電力を「ゼロカーボン」とする	・ 「再生可能エネルギー」は、ソーラー、風力、地熱、燃料電池、ほとんどのバイオマス、および 2007 年 7 月 1 日以降に稼働開始した水力を含む ・ 電力協同組合のゼロカーボン達成年限は 2050 年

<sup>3</sup> <https://legiscan.com/NY/bill/S06599/2019>

ワシントン	2019 年 4 月 / HB5116 「ワシントン州のクリーンエネルギー経済およびクリーン・安価・安定的なエネルギーの未来への移行」法	100%の小売電力を 2030 年までに「カーボンニュートラル」とし、2045 年までに「カーボンフリー」とする	2025 年末までに石炭火力発電の全廃を義務付ける
ネバダ	2019 年 4 月 / SB358 「RPS に関連した修正条項法」	・ RPS を「2025 年までに 25%」から「2030 年までに 50%」に引き上げる ・ 2050 年までに 100%の小売電力を「クリーンエネルギー」とする	
メリーランド	2019 年 5 月 / SB 516 「クリーン雇用法」	RPS を従来の「2024 年までに 22.5%」から「2030 年までに 50%」に引き上げる	・ 2040 年までに 100%再エネ発電に到達する可能性とその影響について、さらなる調査を義務付ける ・ Larry Hogan メリーランド州知事は 2040 年までに 100%クリーンエネルギーを目指す別の法案を提出する構え
コロンビア特別区	2019 年 5 月 /B22-0904 「コロンビア特別区クリーンエネルギー包括法」	RPS を「2032 年までに 50%」から「2032 年までに 100%」に引き上げる	
ニューヨーク	2019 年 6 月 / S6599 「気候リーダーシップ・コミュニティ保護法」	・ RPS を従来の「2030 年までに 50%」から「2030 年までに 70%」に引き上げる ・ 2040 年までに 100%の小売電力を「ゼロカーボン」とする	・ 2050 年までに州全体の GHG 排出量を 1990 年比で 85%削減する ・ 2035 年までに 9GW の洋上風力を導入 ・ 2025 年までに 6GW の分散型ソーラーを導入 ・ 2030 年までに 3GW のエネルギー貯蔵容量を導入

(以上)